

江戸川区レンタサイクル利用申し込み時における電話番号複数届出の強要を取りやめるよう求める陳情

(建設委員会付託)

受 理 番 号 第 5 9 号

受理年月日 令和 2 年 9 月 1 5 日

付託年月日 令和 2 年 9 月 2 4 日

陳 情 者

陳 情 原 文 現在、江戸川区レンタサイクルの利用申し込み時において、レンタサイクルを利用しようとする者は、連絡可能な電話番号を複数届け出るよう強要されています。

連絡可能な電話番号を一つしか有しない者の利用は断る取り扱いがなされていますが、

- 1 電話番号を一つしか有しない者の利用を断ることは、日本国憲法第 2 2 条第 1 項「移転」の自由を正当な理由なく制約するおそれがあること。
- 2 連絡可能な電話番号を複数届け出るよう強要することは、江戸川区自転車駐車場条例（平成十一年十二月二十日条例第四十九号）及び同条例施行規則（平成十一年十二月二十日規則第七十四号）並びにこれらに基づくレンタサイクル利用規約に明文の根拠を有するものではないこと。
- 3 レンタサイクルは江戸川区（民）の財産であるところ、
 同じく江戸川区（民）の財産である図書館資料等の貸出（手続）には、電話番号を一つ届け出れば足りるとされていることとの整合性がないこと。
 連絡可能な電話番号を複数届け出ていても、江戸川区（民）の財産を返却しない“不届き者”がいることはいること。
- 4 連絡可能な電話番号を一つしか有しない者は、現在、レンタサイクルを利用することはできず、自転車をみずから購入し、私有することになるが、
 自転車の購入は、経済的に困窮している世帯に多額の出費を強いること。
 私有自転車台数の増加が、駅前ロータリー・繁華街等の放置自転車を増加させ、交通の障害・美観の悪化をもたらし、関係当局へ多大なる負担を及ぼすおそれがあること。
- 5 連絡可能な電話番号を一つしか有しない者の利用も認めることにより、レンタサイクルの利用料収入の増大、ひいては区の財政収入の増大が期待できること。
 つきましては、下記のとおり陳情いたします。

(裏面に続く)

記

江戸川区レンタサイクル利用申し込み時において、電話番号を複数届け出るよう強要することを取りやめること（電話番号一つで利用できるものとする）。